

議案第71号

調布市住民基本台帳条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の題名及び条項を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市住民基本台帳条例の一部を改正する条例

調布市住民基本台帳条例（平成15年調布市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。